

## 蔵王町スポーツ振興課ソーシャルメディア運用方針

蔵王町ソーシャルメディア利用ガイドラインに基づき、蔵王町スポーツ振興課が利用するソーシャルメディアの運用方針（以下「運用方針」という。）を次のとおり定めます。

### 1 利用するソーシャルメディアの名称

Facebook ページ

### 2 アカウント名, URL及びアカウント運用者名

- |                    |   |
|--------------------|---|
| (1) アカウント名         | 海洋センター  |
| (2) URL            | <a href="http://www.facebook.com/town.zao.bg">http://www.facebook.com/town.zao.bg</a> |
| (3) アカウント利用者名（組織名） | 蔵王町スポーツ振興課  |

### 3 利用目的及び掲載内容

スポーツ振興課（海洋センター）にて行う事業や施設等について、町民の皆様はもとより町外のスポーツに興味・関心のある個人、団体に向け情報を発信することにより、利用者数及びスポーツ交流人口の増加を目的に運営するものです。

### 4 コメントの管理

#### (1) コメントの返信について

当 Facebook ページへのコメントに対しては、原則として返信を行いません。  
町政への御意見や御提言は、「Web 提言箱 (<http://www.town.zao.miyagi.jp/kurashi/hiroba/webteigen.html>)」を御利用ください。

#### (2) コメントの削除について

掲載内容に関係のないコメントや、下記事項に該当すると判断したコメントは、利用者に断りなく、全部又は一部を削除する場合があります。

- ア 法令に違反する、又はそれらの行為を煽る内容
- イ 他者を差別、中傷、侮蔑し、又はそれらを助長させる内容
- ウ 事実と異なる内容
- エ 営業活動、政治的活動、宗教的活動、その他営利を目的とした内容
- オ 閲覧者に損害を与える恐れのあるサイト等に関する内容
- カ その他、公序良俗に反する内容

### 5 運用方針の変更

本運用方針は、予告なく変更する場合があります。

### 6 知的財産権

掲載している個々の情報（文章、写真、イラスト等）に関する著作権、商標権等

の知的財産権は、町又は原権利者に帰属します。

## 7 免責事項

- (1) 町は、掲載情報の正確性、完全性、有用性等を完全に保証するものではありません。
- (2) 町は、利用者が掲載情報を利用又は信用したことにより、利用者又は第三者が被った損害について、一切の責任を負いません。
- (3) 町は、利用者が投稿した内容について一切の責任を負いません。
- (4) 町は、利用者間又は利用者と第三者間のトラブルによって、利用者若しくは第三者に生じたいかなる損害についても、一切の責任を負いません。
- (5) 町は、予告なしに掲載した情報を変更又は削除し、サービスの運用を中断し、又は中止することがあります。

## 8 個人情報に関する取扱い

当 Facebook ページを通じて町が提供を受けた個人情報については、蔵王町個人情報保護条例に基づき、適切に取り扱います。